

令和7年第14回会津美里町議会（議会改革推進特別委員会）

第1日

令和7年5月7日（水）午前10時00分開会

議 場

委 員 長 根 本 謙 一 君

副委員長 星 次 君

○出席委員（10名）

1 番 櫻 井 幹 夫 君 7 番 小 島 裕 子 君

2 番 小 柴 葉 月 君 8 番 星 次 君

3 番 荒 川 佳 一 君 11 番 鈴 木 繁 明 君

4 番 山 内 豪 君 12 番 横 山 知 世 志 君

5 番 長 嶺 一 也 君 15 番 根 本 謙 一 君

（16番 大 竹 惣 君 オブザーバーとして出席）

○欠席委員（なし）

○事務局職員出席者

事 務 局 長 川 田 佑 子 君

事 務 局 次 長
兼 総 務 係 長 小 林 一 成 君

主 任 主 査 渡 邊 純 子 君

開 会 （午前10時00分）

○副委員長（星 次君） 議会改革推進特別委員会第14回目を開会いたします。よろしくお願いいたします。

○議会事務局長（川田佑子君） 2、委員長挨拶。

○委員長（根本謙一君） おはようございます。ご苦労さまです。

久しぶりの議会改革推進特別委員会開催でございます。第14回目になるわけですが、第13回目が4月10日でした。随分日数がたってしまって、今までいろいろ議論してきたことがだんだん薄れてきてしまうことを大変恐れておりますけれども、しっかり資料等を再確認していただきながら、本日は案件3点ございます。1点目は、基本条例見直しに係る条例等の確認、それぞれ検討項目を議論してきたわけですが、その整理の確認をしたいと思います。2点目は、例規改正に係る議長への答申についてということで、事務局のほうから説明があった内容等についてそれを再確認し、議長にしかるべき申入れをしていくということを案件としております。3点目は、今後のスケジュールについてです。現段階で確定的なことは言えないところが多いわけですが、可能な限り想定内のところで整理してみました。そのことについての皆さんのご協力をいただきたいと思います。

以上、今日、午前10時からの開会ということで、どのぐらい時間を要するか計り知れないところはあると思いますが、皆さんのご理解とご協力を得て議事を進めてまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。ご苦労さまです。

○議会事務局長（川田佑子君） 3、案件に入ります。

委員長進行でお願いいたします。

○委員長（根本謙一君） それでは、早速案件（1）に入ります。

会津美里町議会基本条例見直しに係る条例等の確認ということで、皆さんのお手元に資料が配られておるかと思えます。会津美里町議会基本条例での検討項目を御覧になってください。それぞれ条数を述べてから確認してまいりたいと思います。

第3条についてです。このことについては議員の活動原則です。第4号として、「会津美里町議会ハラスメント防止条例を遵守し行動すること」を加えてはどうかという提案があったわけですが、議論の結果、加えなくても差し支えないというところで決定しております。

次、第4条ですが、通年議会のことです。通年議会が基本条例には載っていなかったがために、条文に入れ込むことをどうするかという論点でありました。結果として、通年議会の文言を条文に入れ込むということで決定しております。ただし、2つの案が出て、そこなどのどちらかにするのかの決定までは至っていませんでしたので、このことについて、ここで最終的な決定をしていきたいと思えます。

別紙1の議会基本条例の資料を御覧になってください。改正案、付け加える案文については、議会事務局のほうから、小林次長のほうから説明をしていただきます。よろしくお願いいたします。

○議会事務局次長兼総務係長（小林一成君） お配りした資料で別紙１、会津美里町議会基本条例の資料を御覧ください。

赤字で記載しております。今お話しありました通年議会の案文なのですが、開いていただいた左側に案１、案２とございます。まず、１つ目の案として、第２条第１項第６号の後半部分に、「及び会津美里町議会通年議会実施要綱を継続的に見直すこと」と加えるか、案２といたしまして、第２条の２に「通年議会」と入れまして、第２条の２、議会は主体的・機動的な活動を展開するため、定例会の回数を年１回とし、会期を通年とする。第２項といたしまして、前項の通年議会に関し必要な事項は、通年議会実施要綱で定めるとなっております。申し訳ございません。ここで「会議規則」というところが載っておりますが、ここを「通年議会実施要綱」というふうに訂正をお願いいたします。申し訳ございません。このいずれかの案で検討するということとなっております。

以上でございます。

○委員長（根本謙一君） ありがとうございます。

以上のような案が２つで最終決定まで至っておりませんでしたので、ここで皆さんのご意見をいただいて、最終的に決定していきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

横山委員、どうぞ。

○12番（横山知世志君） 私は、１案でいいのかなというふうに思います。

○委員長（根本謙一君） 小島委員、どうぞ。

○7番（小島裕子君） 私も１案でいいかと思います。

○委員長（根本謙一君） 荒川委員、お願いします。

○3番（荒川佳一君） 私もそのお二方に賛成いたします。

それで、一応確認なのです……

○委員長（根本謙一君） １ということですね。

○3番（荒川佳一君） それで、確認なのですけれども、今の第２案のほうなのですけれども、これについては、ここに第２条の２ということで改めて通年議会ということを立ててということの理解でよろしいですね。

○委員長（根本謙一君） そのとおりです。

○3番（荒川佳一君） そうですと、私も第１案で賛成いたします。

○委員長（根本謙一君） 長嶺委員、どうぞ。

○5番（長嶺一也君） 私は、１案にするのか、２案にするのか、ちょっと判断がつかかねているのですけれども、案１と案２を２つ提案したということの理由をお聞きして、その判断材料にしたいと思ったのですが、案１と案２、２つ出したことについての事務局の理由をお聞きしまして判断したいなと思ったのですが、よろしいでしょうか。

○委員長（根本謙一君） 議論の中で２つが出ていたと。そこが提案者が拮抗していたと、人数が。

両方あったと。そこで、議論を詰めて進めるには時間的な制約もある中で、ではここは保留にして、後日決定しましょうということで、とどめておいたというところでございます。

ちなみに、確かに第1案は、ここにこれだけ書き込めば済む話なのですけれども、通年議会の実施要綱はもうできているということで、ここにそのことだけを書き込めば済むのですけれども、これは主に私が提案したのですけれども、通年議会という1項を落とし込むことによって、しっかり通年議会に入っているのですよということを基本条例上でしっかり精査してみる、確認するという意味合いで、栗山町議会の例を参考にしてこのように書き込みました。

長嶺委員。

○5番（長嶺一也君） 分かりました。

それでは、条文のコンパクト化という観点から、私も案の1ということでお願いしたいと思います。

○委員長（根本謙一君） 鈴木委員、どうぞ。

○11番（鈴木繁明君） 1案と2案でありますけれども、私は1案にしたいと思います。ということは、2案としても通年議会で定める……まず、では1案でということで。

内容的には、1案では通年議会実施要綱を継続的に見直す。2案では、通年議会実施要綱を定めるということで、1案で十分ではないのかということで1案にしたいと思います。

○委員長（根本謙一君） では、小柴委員、お願いします。

○2番（小柴葉月君） 私もコンパクト化という視点から1でいいと思うのですけれども、ちょっと質問で、これ通年議会の定義を何かどうするかというのってどうなりましたっけ。何か以前、前に決めたやつから全然変えていなかったから書き直さなければ駄目だよって、通年議会とは何かというところで何かそんな話って上がっていなかったでしたっけ。

○委員長（根本謙一君） 暫時休議します。

休 憩 （午前10時13分）

再 開 （午前10時14分）

○委員長（根本謙一君） 再開します。

今の小柴委員の質問の件は、運用の中身に入っていきますので、そのことについてはこの委員会では協議する内容ではないということで処理したかと思っております。それでご理解ください。

では、案1ということで受け止めました。

では、ほかの方。櫻井委員、いかがでしょう。

○1番（櫻井幹夫君） 私も案1でよろしいと思います。今現在実施要綱に沿って運営されておりますので、このままでよろしいと思います。

○委員長（根本謙一君） では、次、星委員、どうぞ。

○8番（星 次君） 実施要綱に明記してあるわけですから、1案で私もいいと思います。

○委員長（根本謙一君） 全員、1案でいいのではないかというご意見をいただきました。

よって、通年議会の基本条例上の書き込みとしては、第2条の第6号に次のように書き加えることで決定したいと思います。

内容は、資料の第6号で下から3行目の後半に「及び」がありますけれども、これを削除し、下から2行目の中ほどに「申し合わせ事項」という文言がございます。その後に、次のように付け加えます。「及び会津美里町議会通年議会実施要綱を継続的に見直すこと」、以上のように決定したいと思います。よろしいですね。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） そのように決定しました。

では、次に参ります。第4条です。第4条の第8項に政策サポーターを設置することができる旨を書き込むことを決定しております。文言は次のようになります。「議会は、町民等との協働により、まちづくりのための政策立案を目的として、サポーター会議を設置することができる」、以上のように加えることで整理されておりますが、再度確認します。このように決定してよろしいですね。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） 決定しました。

次、第5条です。

〔何事か言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） 長嶺委員、どうぞ。

○5番（長嶺一也君） 第8項なのですけれども、「町民等」となっているのですが、町民等という規定につきましては、第4条第3項にも「町民等」と書いてあるのですけれども、ほかの規定を見ますと、ほぼ町民だけになっているのですが、この「町民等」というのは、その「等」というのはどこまでの範囲を指しているのか、ちょっと委員長のお考えをお聞きしたいのですが。

○委員長（根本謙一君） いや、委員長の考えというよりも、認識共有としては、ここに住所を持っていること、それからここで町外から入ってきて働いている方、それから第三者的立場でまちづくりに関していろいろ関わっていただける方、そういう方々を……例規の174ページを見てください。会津美里町議会政策サポーター会議設置要綱がございます。目的、第1条で、町民等（町内に居住する者又は通勤、通学する者をいう）というふうにいっております。私が今ちょっと余計なことを言ってしまったかなと思うのですけれども、第三者的立場でまちづくりに関与する方ということがありますけれども、議論の中でそういうこともあったので、いわゆる学者とかそういう方も含めてのことをちょっと想定して思い出してしまったので言ってしまいました。ただ、設置要綱等では、町民等とは、町内に居住する者又は通勤、通学する者をいう。以下同じというふうになっておりますので、これで皆さんとの認識共有というふうにしたいと思います。

長嶺委員。

○5番（長嶺一也君） そうしますと、前、広報の、議会だよりのモニターの中で二地域居住者についても居住する者に含まれるような取扱いにしたわけなのですが、町内に居住する者につきましては、住民票は会津美里町以外の自治体なのだけれども、二地域居住ということで会津美里町でも生活しているというような方もここに含まれるという考え方でよろしいでしょうか。

○委員長（根本謙一君） ちょっと休議します。

休 憩 （午前10時21分）

再 開 （午前10時28分）

○委員長（根本謙一君） 再開します。

ただいまの長嶺委員の質問の件ですが、政策サポーター会議設置要綱で述べている町民等とは、町内に居住する者又は通勤、通学する者をいうというふうになっております。質問のあった議会だよりモニターの設置要綱は、昨年の令和6年3月22日に改正されておまして、資格として、第3条第1号、会津美里町内に居住する者又は町内に通勤、通学する者として同様にしたというところで認識共有、再確認したいと思います。それでよろしいでしょうか。

○5番（長嶺一也君） 分かりました。

○委員長（根本謙一君） それでは、第4条を終えまして、第5条に参ります。

ここでは反問権のことについてです。反問権について実施要領、別紙2としてお手元に配付されているかと思います。この定義について次のように改正したいと思います。このことについては、議論はもう済んでおまして、皆さんのご同意を得ていることでございますので、事務局のほうから述べていただきます。

小林次長。

○議会事務局次長兼総務係長（小林一成君） 別紙2を御覧ください。会津美里町議会反問の実施要領ということでございます。第2条の定義でございますが、これまで「この要領において、「反問」とは町長等と議員の双方が緊張感を持ち論点及び争点を明確にするため、町長等は議長の許可を得て議員の質問に対し、対案を提示する質問のことをいう。なお、論点及び争点を明確にすることに鑑み、副次的な財政論は含まない」で終わっておりましたところを、「この要領において、「反問」とは町長等と議員の双方が緊張感を持ち論点及び争点を明確にするため、内容及び趣旨の確認並びに議員等の考え方、根拠について町長等が質問することをいう」に改正するものです。

以上です。

○委員長（根本謙一君） ありがとうございました。

以上のような内容に改正することで一応皆さんの了承はいただいているところですので、ご確認をいただきたいと思います。いかがでしょうか。異論ございませんか。

小柴委員、どうぞ。

○2番（小柴葉月君） ちょっと質問なのですけれども、これ何で変わったら「議員等」になったのですか。いや、改正前は議員は議員で、町長等は町長等だったのですけれども、変わったら、議員等と町長等になっているので、何でかなと思って……

○委員長（根本謙一君） ちょっと休議します。

休 憩 （午前10時33分）

再 開 （午前10時37分）

○委員長（根本謙一君） 再開します。

過去の資料を見てみますと、確かに「議員等」を使っている議会もありますけれども、冷静に会津美里町議会を考えてみれば、一般質問は議員しか当然していませんし、その質問のやり取りの中で議長から議員に対しての反問を言っているわけなので、「議員等」はやはり当議会にはふさわしくないと。ですから、「等」は削除ということで皆さんのご理解をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

横山委員。

○12番（横山知世志君） 今の委員長の言葉の中に、「議長から」というふうな文言があったと思うので、「町長から」という意味だと思うのだけれども、もう一度改めて正解をお願いしたいと思います。

○委員長（根本謙一君） 反問は、町長から一般質問者、つまり議員に対しての反問を言っていることなので、そういうことでは「議員等」は本議会にとってはふさわしくないということで「等」を削除することで皆さんのご理解いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） それでは、別紙2の資料にある赤字のところ、下から2行目の後半の案文を読みます。「内容及び趣旨の確認並びに議員の考え方、根拠について町長等が質問することをいう」というふうにしたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） では、そのように決定しました。

混乱させましたことをおわびいたします。

それでは、次に参ります。第8条についてです。このことについては、第1項第2号を削除してはどうか、すべきではないかという提案でありましたが、削除はしないと。特別委員会においては、議決事件に関する要領の変更は検討しないということで決定しておりますので、このとおりで確認したいと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） では、そのようにしたいと思います。

次に参ります。第12条です。ここは政務活動費のことについてです。委員会としての対応結果は、条文を残すというふうにいたしました。そして、提案としましては、章を別建てとして第6章としてはどうかということで皆さんの資料になっております。さらに、「議員個人に対し」を加えていく。それから、政務活動費を予算化させるのであれば、令和7年11月の改選後、正式に執行部と調整し、令和8年度から執行できるよう、交付に関する条例や取扱い要綱等が必要であり、議長への報告事項の中で進言するというふうに整理してあります。

まずは、その条文がどのようにできたかというところで、事務局のほうから説明をお願いしたいと思います。

○議会事務局次長兼総務係長（小林一成君） 別紙1を御覧ください。まず、目次のところに第6章といたしまして、政務活動費（第12条）を加えました。

さらに開いていただき、4ページ目の第5章の次に第6章として政務活動費を加えました。

4ページ目から5ページにわたるのですが、第1項のみ申し上げます。「議会は、政策立案又は提案を行うための調査及び研究その他の活動に資するために」、ここに「議員個人に対し」を加えます。「活動に資するために議員個人に対し交付される政務活動費の執行は、別に条例で定める」というふうに改正されます。

以上でございます。

○委員長（根本謙一君） 政務活動費については、以下のように改正することで決したいと思いますですが、いかがでしょうか。よろしいですね。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） そのように決定します。

次に参ります。第14条です。これは議会の事務局で担っております監査事務局の取扱いについてです。このことについては現状のままで検討はしないということで決定しております。事務局からの説明もあったとおりです。現状を変えないということで決しております。よろしいですね。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） そのように決定します。

次、第16条です。広報モニターの設置についてですが、条項には盛り込まないということで一応決定しております。再確認したいと思います。よろしいですね。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） 次、第17条です。第17条では、議員の政治倫理についてであります。ハラスメント防止条例ができたことによって、あるいは政治倫理条例も含めてハラスメント事案、それからご存じの盗用問題で見直しは必要ないかどうか、修正するのがあるかないか、皆さんと議論しました。結論としては修正しないというふうに決定しております。特に盗用問題は、町議会基本条例第17条第2項及び町議会議員政治倫理条例第4条第1項第1号に抵触する行為として共通認識としました。

これを確認したいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいですね。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） では、そのように決定しました。

次に参ります。議会改革の推進を新たに章立てで設ける案でございました。基本条例第7章として、議会改革の推進を条文に追加するという決定をしております。この内容について議会事務局のほうから説明をお願いしたいと思います。

小林次長、お願いします。

○議会事務局次長兼総務係長（小林一成君） 別紙1を御覧ください。目次のところに、第7章として議会改革の推進（第13条）を加えました。

開いていただき、5ページ目を御覧ください。第7章、議会改革の推進。議会改革、第13条「議会は議会改革に取り組むため、議員で構成する議会改革推進会議を設置する」、第2項「議会は1年ごとに、この条例の目的が達成されているかどうかを前項の議会推進会議において検討するものとする」、第3項「議会は、必要があると認めるときは、第1項の議会改革推進会議に学識経験を有する者等を構成員として加えることができる」を第7章に加えます。これに伴いまして章ずれ、条ずれが5ページ目、6ページ目になります。

この第7章を加えることに関連しまして、6ページ目、第23条、下段を御覧ください。これまで「見直し手続き」とあったもので、これから読み上げる文を削除いたします。「議会は、必要に応じて、この条例の目的が達成されているかどうかを検証するものとする」、第2項「議会は前項の検証の結果、議会関係条例等の改正が必要と認められる場合は、適切な措置を講じるものとする」を削除いたしまして、新たに第1項「議会は、第13条第2項」、先ほど加えたところがございます。「第13条第2項による検討の結果、制度の改善が必要な場合は、この条例の改正を含めて適切な措置を講じるものとする」、第2項「議会はこの条例を改正する場合には、全議員の賛同する改正案であっても、本会議において、改正の理由及び背景を詳しく説明しなければならない」を加えます。

以上です。

○委員長（根本謙一君） ありがとうございます。

以上のような内容で案文を整理しました。このことについて、改めて皆さんからご意見あればいただきたいと思います。

長嶺委員、どうぞ。

○5番（長嶺一也君） 第13条第2項なのですが、「前項の議会推進会議」なのですか、議会改革推進会議ではないのでしょうか。「改革」が抜けていると思うのですが。第2項では「前項の」といっておりまして、第3項では「第1項の」と、「前項」と「第1項」の使い分けについて事務局のほうでちょっと説明をお願いしたいのですが。

○委員長（根本謙一君） 小林次長。

○議会事務局次長兼総務係長（小林一成君） 条例の記載の仕方といいますか、基本的に前項にうたっているものは前項というふうに記載するのですが、飛んで、その後に出てきたものに関しては第何項というふうに指定するような形になります。ここで第3項のところで前項といってしまうと、第2項をうたってしまうようになってしまいますので、飛んだ場合にはこういったふうに指定して、第何項というふうに記載いたすような条例のつくりになっております。

○委員長（根本謙一君）　長嶺委員、よろしいでしょうか。

○5 番（長嶺一也君） 技術的な問題で、特に問題なければこのままで結構です。

あと先ほどの「改革」が漏れているという部分につきましては……

○委員長（根本謙一君） それは今確認します。

今、長嶺委員から話がありました１点目の点ですけれども、第２項で、後半の部分で「議会推進会議」と記してあるわけですが、この「議会推進会議」ではなくて、「議会改革推進会議」でありますので、「改革」が抜けておりました。これは、抜け落ちていたということで修正したいと思います。

第2点については、技術的なことでこういう書き方をするということでご理解をいただいたということで整理したいと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） では、そのように決しました。

小柴委員。

○２番（小柴葉月君） 質問なのですが、これは年に１回、議会改革推進会議というものを開きましょうねという話なのでしょうか。また、議員で構成するというのは、今回の特別委員会のように、全員ではなくて立候補、自分でやりたいといった人だけでの会議なのでしょうか。

○委員長（根本謙一君） 議会改革推進会議設置要綱、資料として別紙３でお渡しされているかと思うのですが、これは栗山町議会の例として皆さんにお渡ししました。内容的にはこれを参考にしたいと、そんな大きく変えるところは今のところは考えられませんが、事務局のほうから少し追加説明をお願いします。

○議会事務局次長兼総務係長（小林一成君） すみません、別紙３をご説明するのを漏れておりました。大変申し訳ございません。

別紙３といたしまして、栗山町議会議会改革推進会議設置要綱としてお配りいたしました。こちらは、栗山町様、そのままの設置要綱でございます。これに倣って会津美里町としても設置要綱をつくりたいと考えております。

先ほど小柴委員のほうからおただしありました件でございますが、基本的に栗山町さんでは議会改選の際に議長が委員を指名するということで、基本２年間、そのままの委員で構成するような形になっております。

第3条のところで、「推進会議は、委員6人以内をもって構成する」となっております。「委員は、

議員のうちから議長が指名する」、「議長は、必要があると認めるときは、学識経験を有する者等を委員とすることができる」となっておりまして、実質委員は5名となっております。美里町に関しては何名にするかというのはこれからの協議になると思われます。

以上です。

○委員長（根本謙一君）　ありがとうございます。

小柴委員、いかがでしょうか。

○2番（小柴葉月君）　分かりました。別に要綱をつくるというところで分かったのですけれども、何か私、当初のイメージだと、改革に取り組みますという一言を入れるだけだと思っていたのです。こんなにながったりやることが増えると思っていなかったのです。だから、こっちの、では具体的に議員、議会としてやる業務が要するに増えるわけではないですか。この内容を決めていかなければいけない作業が出てくると思うのですけれども、では委員6人となっていますが、これは6人以内か、これはいいのですか、6人以内。何で6人以内なのだろうと言われたときに、何と答えるのでしょうか。要するに栗山町が委員6人以内というふうにやっているからだとは思っているのですけれども、私たちが運用するに当たって、例えばこれを全協で言ったときに、何で6人以内なのですかって言われたときに何て答えればいいのですか。

○委員長（根本謙一君）　いや、全員でというのではなくて、もっと機動的に、この特別委員会と同じようにやっぱり人数を絞って検討してもらおうと。それをある程度煮詰まったものを全体で再度協議して最終決定するという、そういうプロセスをつくったということですよね。一々全員でやるというのは、結構労力的に、それから業務的にも大変だろうということだろうと思います。

小林次長から補足説明を。

○議会事務局次長兼総務係長（小林一成君）　栗山町様に6人の根拠を確認したところ、特に根拠はございませんという答えでした。今、定数は11名でした。約半分というような考えかなと思うのですが、根拠は基本的にないということでございました。そして、美里町に関しては何名であるというのはこれから協議してやるというふうになります。

以上です。

○委員長（根本謙一君）　小柴委員、いかがでしょうか。

○2番（小柴葉月君）　取りあえず。

○委員長（根本謙一君）　今後、当然これが俎上にのってることがありますから、一応栗山町議会を参考にしながら、改めて皆さんと協議するというところで踏まえておいていただきたい。

横山委員、どうぞ。

○12番（横山知世志君）　ちょっと確認させてほしいのですが、栗山町の部分で、第3条の推進会議は委員6名、人数は別として、2番に「委員は、議員のうちから議長が指名する」と、何の委員という捉え方でよろしいのですか、これ。

○委員長（根本謙一君） 推進会議委員です。

○12番（横山知世志君） 推進会議委員。

○委員長（根本謙一君） そうです。

○12番（横山知世志君） だったら、どこかにそれを入れておかないと、委員の区別が不明瞭だと私は思うのですが、例えば第1条の中には「推進会議（以下「推進会議」という。）の組織」、その辺に委員という名称を入れておかないと、何の委員だろうと私は思いました。第3条の委員というのはどういう意味なのだろうと思ったものですから。

○委員長（根本謙一君） 例えば横山委員、委員とはということですか。

横山委員。

○12番（横山知世志君） ここは委員ではなくても議員でいいのではないのでしょうかと私は思ったのです。委員となってくると、どこにも委員会と書いていないでしょう、委員なんてどこにも。ここで出てくる、初めて委員という名称が。

○委員長（根本謙一君） 議会改革推進会議ですから。

○12番（横山知世志君） 会議でしょう。

○委員長（根本謙一君） その構成委員を指しているわけなので、改めてそこはわざわざ委員とはという名称の意味に当たることを説明する必要はないかと思うのですけれども、いろんな委員会会議ありますよね。会議ありますよね。我々議運とか常任委員会があるのですけれども、その中で発言する権利のある方は議員ではなくて委員ですよ、皆さん。委員と呼ばれますよね、構成委員。はい。そういう意味合いでいいのではないかなと思うのですが。

○12番（横山知世志君） だから、第3条の第2項に、「委員は、議員のうちから議長が指名する」というのでしょうか。だから、やっぱり委員の定義というのが必要なのではないかと私は思っているのですけれども、ここは委員ではなくても議員でいいのではないですかと私は思うのですが、これ以上申し上げません。私は分からない。

○委員長（根本謙一君） ほかの委員の方で、今の横山委員の疑義、意見に対して何かありましたら。

星副委員長。

○8番（星 次君） この文章からいうと、横山委員が言われたような解釈もできるのです。だから、委員は議長が指名するだけでも、前に第1項で6人以内と書いていますので、それでも理解はできるのですが、強いて丁寧にやっておけば、委員6名のうち、議員何名は議長が指名するというふうにやればもっと分かりやすいことになるのですが、それでも私は普通はこれで通っているような感じです。どこの要綱を見ても詳しくはなっていないです。

○委員長（根本謙一君） 横山委員。

○12番（横山知世志君） では、最後にしますが、しからば第5条で推進会議に座長、副座長を置くとなっているのです。これをむしろ座長なんていう言葉ではなくて委員長でいいのではないのかなと

私は逆に思ったのです。私は理解できない。

○委員長（根本謙一君）　今言わんとするところは分かるのですが、特段変わった書き込み方をしているわけではないというふうに私もほかの事例を見て思うところはあるのですが、事務局からこういう言葉の使い方、文章のつくり方等をちょっと補足説明いただきます。

では、小林次長、お願いします。

○議会事務局次長兼総務係長（小林一成君）　すみません、別紙3でお配りしました栗山町議会の設置要綱なのですが、一応参考にお配りしたものでございまして、座長ですとか、副座長ですとか、こちらは栗山町さんのほうで使っていることに間違いございません。これは会津美里町のほうに、栗山町を参考にしながら置き換えて、これから先ほどありました委員の言葉などを整理してご提案したいと思います。

以上です。

○委員長（根本謙一君）　それでは、横山委員、よろしいでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君）　長嶺委員、どうぞ。

○5番（長嶺一也君）　今の関連なのですけれども、栗山町の設置要綱を参考にして、会津美里町の設置要綱を作成、制定すると思うのですが、ここの第3条だけを見ますと、第2項と第3項、「議員のうちから議長が指名する」、「必要があると認めるときは、学識経験を有する者等を委員とすることができる」ということで、ちょっとこの辺の整合が取れていないような感じがするので、まずはこの要綱をつくる際には、委員会の委員は何名とするというような感じでしておく必要があるのかなと思いました。その辺ちょっと気をつけて規定をつくっていただければというふうに思います。要は私が言いたいのは、栗山町議会の設置要綱を見ますと、第2項と第3項が整合性がちょっと取れていない感じなのですよ。言っている意味分らないですか。議長が指名する者だけになっているわけなのです、第2項ですと議長が指名する者。あと第3項で、「学識経験を有する者等を委員とすることができる」と、こうなっておりますので、その辺がちょっと整合が取れていないのかなと思いましたので、その辺は設置要綱、本町議会独自の要綱をつくる際にはちょっと気をつけていただければというふうに思った次第です。

以上です。

○委員長（根本謙一君）　恐縮ですけれども、私はそう思えないのですが、第3項で「必要があると認めるときは」ですよ。『学識経験を有する者等を委員とすることができる』。でも、『推進会議は、委員6人以内をもって構成する』となっていますから、最大6人ということですよ。議長が学識経験者を必要とする、1人はお願いしたいなというふうに思ったら、では議員の中からは最大で5人選ぶということと読み取っています。ですから、整合性が取れていないのではないかという疑義については、私はちょっと理解に苦しむところなのですが、ほかの委員の皆さんからもご意見いただき

たいと思います。今のところは大事なところかなとも思いますので。いずれにしても、会津美里町議会として改革推進会議の設置要綱をつくる場合は、また改めて案を提示して議論するということにしたいと思います。

今の長嶺委員の疑義に対して何かご意見あれば、ほかの委員の皆さん。

横山委員。

○12番（横山知世志君） 今ほど委員長は、例えば最大6人ということでおっしゃいましたね。

○委員長（根本謙一君） はい。

○12番（横山知世志君） 6人で委員を構成した後に、まず最初、最大6人ですから、最大6人の議員を選んだと、最初。それから途中でやっている、見直しをしている最中に、ちょっとこれは有識者の意見が必要だとなったときに、最大、だから先ほどその人を入れて6人というふうにおっしゃいましたよね。最初から5人とかにしておく必要があるのですか、そうしたら。途中からそういう有識者が必要となった場合に、最大6人ですから、議員が1人やめなくてはならないということになるのですか、それは。

○委員長（根本謙一君） 今、設置要綱の内容について議論しているのではないので、そこまでは深める必要はないのかなと思いますけれども、意見は意見として今当然いただいたので、とどめておきますけれども……

○12番（横山知世志君） それは、委員長、長嶺委員に関してということでは私申し上げただけですので……

○委員長（根本謙一君） 分かっています。

○12番（横山知世志君） 今の委員長の意見には賛成です。

○委員長（根本謙一君） 第3項で、「議長は、必要があると認めるときは」とありますから、2年任期ですよ。ですから、そのときに議長がこういう案件が俎上にのるのではないかなと。当然急に出てくることってないと思います、議会改革のことですから。当然皆さんと協議しながら、ではその案件であるならば、有識者も当然必要になってくるのではないかなというふうに議長が判断すれば、「必要があると認めるときは」というところがそこだと思うのです。その場合は学識経験者を頼むことができるということなので、それも含めて6人以内でこの会議を構成するというのがこれの意味だと思います。

ただ、美里町議会として6人でいいかどうかはまた別の議論の余地はあると思います。そういうことで理解いただければいいかなと思います。

ほかの皆さん、今の説明を分かっただけですか。大丈夫ですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） では、そういうことで、この第7章、議会改革の推進の章立ての部分、議会改革第13条第1項、第2項、第3項は、これで確定するということがよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） では、そのように決定したいと思います。ありがとうございます。

では、次に、これによって章ずれ、条ずれが生じてきますので、事務局のほうから、小林次長のほうから最後の附則のところまで一応説明をしておいていただけますか。

小林次長、お願いします。

○議会事務局次長兼総務係長（小林一成君） 別紙１の最後のページでございます。７ページ目でございます。附則ということで、これまで改正してきた経緯が載っております。一番最後に、今回の改正した年月日といたしまして、９月定例会議になってまいりますので、まだ空欄になっておりますが、附則令和７年９月何日条例第何号、この条例は令和７年何月何日から施行するというふうに記載されるようになります。議決日になります。第１３条以降、条ずれになってまいります。

以上でございます。

○委員長（根本謙一君） ありがとうございます。

このことについてご質問あれば。

櫻井委員、どうぞ。

○１番（櫻井幹夫君） 第５章は、第１０条から第１１条になると思います。

○委員長（根本謙一君） 櫻井委員、もう一度お願いします。ごめんなさい。分かった。

○議会事務局次長兼総務係長（小林一成君） 第５章の一番最後が第１１条になります。失礼しました。

○委員長（根本謙一君） 以上、それぞれ検討事項について確認をしてみました。これを決定したということで、案として清書します。それは、この次の会議で皆さんにお示しをしたいと思います。そのようにご理解をお願いしたいと思います。

ここで１１時半まで休憩します。

休 憩 （午前１１時２０分）

再 開 （午前１１時３０分）

○委員長（根本謙一君） 再開します。

先ほど検討事項について、予定の協議は全て済んで決定というふうにしたところですが、いわゆる議会改革の推進、第７章、これを設けることは決定しましたがけれども、まだまだ皆さんのご理解が十分でないところもあるなというふうに感じております。各委員からの疑義の点も十分な理解を得ているとは思えないところもありますので、ここを再度ちょっと確認的に整理したいと思います。

設置要綱で議会改革推進会議という名称を使っているのですけれども、条例にこのまま載せてしまうと、そのままその名称を使うことになります。いわゆる委員であるので、通常委員会というものをつくって検討する、協議していくというやり方が一般的かと思いますので、そういう言い方もされたほうが分かりやすいということもあるかなというところがございます。

それから、設置要綱をつくるにしても、この委員会の任期内で全部調べるかということもちょっと難しいところもありますので、議長への申入れとして速やかにご検討を要請するというような形で整理するということが必要かなと思うのですが、この2点について、皆さん、ご意見いただければ。

長嶺委員。

○5番（長嶺一也君） 今の委員長の照会事項とはちょっと異なるのですが、第13条の赤書きの案文をそのまま基本条例に載せてしまうと、常任委員会と同様に毎回議会改革推進会議を設置しなければならない形になってしまうので、その辺は逃げの文言ではないのですが、「設置することができる」みたいなことで、はぐらかすような形ではどうかと思ったのですが、この規定のままだと、本当にさっき冒頭言ったとおり、常任委員会同様、毎議会ごとに会議を設置する形になりますので、そうであれば「議会は1年ごとに」というところを常任委員会と同様、2年ごとにというような形にしたほうがいいのかと思います。この条文自体が栗山町議会の基本条例をそのまま踏襲したような形になっているのですが、このまま設置義務の規定になる形になれば、第2項の「1年ごと」を「2年ごと」、必ず設置しなくてもいいよということであれば、第1項で「設置することができる」というような規定にしておく必要があるのかなと思ったのですが、その辺ちょっと検討をお願いしたいと思います。

○委員長（根本謙一君） 今、長嶺委員からそのような提案がありました。いわゆる議会改革の推進を入れた意味は、常に議会改革はしていかなければならないと。特に今次、常に議会改革を進めていくということで議会の質を上げていく、それから町民に信頼される議会像をつくっていくということだと思うので、つくったり、つくらなかったりする話ではないというふうに考えるべきだというふうに委員長としては思うわけです。当然これはあるなしにかかわらず、常にそういうことを今までやってはきましたけれども、これからは、なお以上にこの姿勢は強めていかなければならないことを考えると、常に設置してあって、いつでも検討できるという体制づくりが必要かなというふうに思いますので、それから2年ごとという間隔を空けてしまうわけですので、常設してあればいつでも検討に入れると。常に今年度あるいは今年は何もどうだろうかと、条例にかなった活動をしてきたか、そういうことも含めて基本条例を確認しながら、それに沿って本当にやってくれたかというのは常にテーブルに上げて検討していく組織というのはあったほうがいいというふうに思います。そういう意味合いで、栗山町議会は率先してトップランナーとしてやってきたと。それをそのまま全部まねすればいいということではないのですけれども、本町議会でも皆さんのご意見をいろいろいただいている中で、議会改革は常にやっていかなければならないという共通認識は持っているとしますので、こういう書き方で、案文でいいのかなというふうには思っております。

ほかの委員の方、ご意見あれば。

小柴委員。

○2番（小柴葉月君） 確認なのですが、今は委員長が最初におっしゃったことというのは、

この別紙の上に案って書いてあるやつのほうにこのことを入れようよと言っているのですよね。ではないですか。要するに要綱に載せようって今なってしまうているけれども、これについてはここで決められないから、こっちの案のほうに、議長に対してこれを早急に検討すべきだよという話で載せるほうがいいのではないかという話をしているのですか。違う。

○委員長（根本謙一君） いや、この条例、第7章、第13条、これはこのまま載せるけれども、要綱は、ここではいろんな皆さん、まだまだ理解不十分、それから議論も不十分なところがあるので、要綱をつくるに当たっては議長に申し入れて、速やかに検討に入っていただきたいと。当委員会では、設置要綱まではいかないと。

○2番（小柴葉月君） それってちょっと理屈的にどうなのかなと思って、結局それは設置すべきだよって、そこで仕事を終わってしまうのはどうかと思うのです。つまりこの条文には先に議会改革推進会議を設置しますって書いて、議長に対しては、それを設置しますって書いたから、その内容について決めておいてって、決めるべきだよというのって変だと思っていて、そっち申入れ書に書くのであれば、一旦この条文には載せずに、申入れ書にそういうものを設置したほうがいいのかと思うので、協議してくださいねと書くべきなのではないのかなと思うのですけれども。

○委員長（根本謙一君） ほかの事例を見てもそういう形はありますよね、確かに。設置要綱について、例えば政策サポーター、あれも政策サポーター会議設置要綱はできているのだけれども、基本条例にはなかったのが今回入れましたよね。だから、それぞれがあっても設置要綱がなかったり、ある意味、順番が逆みたいなのはあるのですけれども、このたびは議会基本条例の見直しということなので、まずこれを条例、条項をしっかりとつくと。つくって、それを起動させるためには、設置要綱とか実施要領とか必要なわけで、そこまでつくるのが理想、ベストなのですけれども、先ほどの栗山町議会の改革推進会議設置要綱をモデルにしてつくっていきたいということにおいては、いろいろな意見が出てきたということから、また新たに時間が必要になることが想定できますので、そこまでは今期の限りある時間の中では少し無理があるかなというところで今提案していました。

小柴委員。

○2番（小柴葉月君） 私たちのできる範囲では、改革に取り組む姿勢がありますよということを書き込むことはできると思うのですけれども、これもう具体的に改選があつたらこういう機関を設置して、1年ごとに見直しをして、2年間任期でやっていきますって書いてしまうと、要するに客観的に考えて議員がやる仕事が増えるではないですか。その議員のやる仕事が増えるに当たって、ここで、この場でそれを決定していいのか、駄目なのかということをもとに考えたほうがいいのかと思うのです。新しいプログラムをつくり出したことによって、みんながやる仕事が1個増える、仕事ができるわけではないですか。その新しいこれをやるのだよという仕事をここで決めてしまって大丈夫なのですかという話で、それについては、まさしく一回議長にこういうプログラム、こういう仕事をつくったほうがいいのかというふうに申入れをして、議長がそれを読んで、ああ、必要だなと思ったら、では

それは議運に任せようとか、議運で話し合ってくださいとか、ではどこどこ委員会で話し合ってくださいとかというふうな仕事の振り方になるのではないのかなと思うのです。だから、ここで今私たちが、もしこれについてどうしても条文に改革について入れたいというのであれば、我々議会は議会改革に常に取り組む姿勢でありますよぐらいのニュアンスで書かないと、ちょっと無理があるかなと。これを、では全協とかに出してしまったときに、これのせいで今までしゃべったことが何か駄目って言われてしまうような気がするので、一回この件については全てを申入れに移したほうがいいのではないかなと、スマートではないかなと思いますけれども。

○委員長（根本謙一君）　どんでん返しまではならないのしょうけれども、一応こういうふうにしましょうというふうに決めたことですので、あと小柴委員が言う仕事が増える云々、それからここで決めてしまっているのかということの疑念ですけれども、基本的にはここで決めて全協で異論がなければ、それで一つの決定事項になっていくわけですので、議長に判断を委ねるという話ではないと思います。

小柴委員。

○2番（小柴葉月君）　別に私は反対していませんよ。この内容について反対はしていないのです。実際に今までの会議の中でここについて何回も触れていますし、これについては改革の推進の話は入れましょうねというふうになっているのでいいのですけれども、この出し方を、私はさっきも言いましたけれども、ただ議会改革に取り組む姿勢がありますというぐらいの話をここに書くのかなと思ったのです。そうしたら、ここまで具体的に業務内容が増えますというふうに書くとは思わなかったのです。私はこれをぱっと見たときに、あっ、ここまでもう入れてしまうのだと思って驚いたのです。ここまで入れるのであれば話は別で、別に改革の話を入れることには賛成なのですからけれども、ここまで入れるということはちょっと難しいのかなというふうに感じました。でも、それでも、いや、大丈夫だよって、これで全協に出してもみんな賛成してくれるに決まっているじゃんというのであれば私はいいと思いますけれども、ちょっとこれで全協に出すのは、普通に考えても大丈夫かなとは思いますが。

○委員長（根本謙一君）　この条文の内容については、皆さんに前もって資料で出していますし、一定程度の説明は進んできているかなというふうに思っています。

ただ、前回の会議でこれ、このまま入れていいですかという確認はしていませんけれども、だから今回きちとした形でここに条文化して、皆さんに提示しますねということを前回お話ししたかと思っています、議会改革の推進について。

ただ、今回素案としてここで決定して、全協でいろいろ異議が出たり、高沖先生の講評をいただく中で、再度これが俎上にのってここで少し考える必要があるねということになったらなっただ、また修正は当然可能ですので、そういった意味で今日が最終決定ではありませんので、今の小柴委員の疑念はおかしいことではありませんし、今後もその視点でどんどん議論はしていっていただきたいなと

いうふうに思います。ただ、現段階では全協に出す素案づくりをしているのだということでとどめておいていただければなと思います。

あともう一つ、設置要綱のつくりですけれども、先ほど小林次長のほうから、後で美里町に合ったような内容で、今まで先ほどいろいろご意見いただいていますから、たたき台的に整理したものを提示したいというふうに話がありました。私もそういうことでやるしかないなというふうに思っているのですけれども、この次の会議にそれを出してみることも可能だと思います。もう少しこの点は議論の余地があるかなというふうに思いますので、この際ほかの委員の皆さんからもご意見いただいておりますが、いかがでしょうか。

星委員。

○8番（星 次君） 第7章で設けるのはいいのですが、私はこれがすることによって議員の足かせになるのだったら、長嶺委員が申し上げたとおり「設置することができる」というふうにして、第2項で「議会は1年ごと」というのを「1年」を削除して、「議会は、この条例の目的が達成されているかどうか」ということで、これが1年というふうにありますので、だから毎回つくって報酬も伴うというふうになってしまう、費用弁償も伴うとなっているので、この辺を少し条例の中で削除していただこうがいいのではないかなというふうに思います。

○委員長（根本謙一君） 今の部分ですけれども、長嶺委員の意見を踏まえて、星委員のほうからそれを生かしてこういうふうにしたらどうだと具体的な提案がありました。このことについて、ほかの委員の皆さんはどうですか。

長嶺委員。

○5番（長嶺一也君） 私は、先ほど言ったとおりの内容になるのですが、私も議会改革を否定するものではございません。ただ、この推進会議を設置して、その会議の運営がちょっとイメージがつかないものですから、小柴委員がおっしゃったとおり、この会議を設置することによって議員の負担が増える、事務局の負担も増える。あと改革の会議について、会議運営に際してどのような運営を担っていくのかというのがちょっとイメージが湧かないので、先ほど言ったとおり、この規定ですと設置義務が生じますので、「設置することができる」みたいな形にしてはどうかというような提案でございました。

以上です。

○委員長（根本謙一君） ほかの委員の皆さんはいかがですか。

櫻井委員。

○1番（櫻井幹夫君） 私は、今までの皆さんの意見を聞いていて、全く逆の考えです。設置をしてどんどん取り組んでいかないと、今この起きている流れは途絶えてしまうと思います。少なからず、今個人名を挙げて失礼ですけれども、根本委員長のような方が言ったことによって、今私たちはこういう機会をいただいています。もし今後、根本委員長のような方がいなくなれば、恐らくこういった

議会改革なんていう話はなかなか起きにくいのかなと。どんどん新たな議員が生まれていく中で、やはり都度見直しをして改革していくことは絶対に私は必要だと思います。それが足かせだとか、仕事量が増えるとかではなくて、それが議員の仕事だと私は思います。ですから、強く設置を求めますし、そういう議会であってほしいと私は思います。

○委員長（根本謙一君）　ありがとうございます。

小柴委員、どうぞ。

○2番（小柴葉月君）　私が言っているのは、私がやるが増えるから嫌だって言っているのではなくて、これって、これやりますよっていったときによって誰が影響してくるかって全員影響してくるのです、今でいえば16人全員。ここにいるメンバーは、恐らく自分で手を挙げて「この特別委員会に入りたいです」って言っている人たちだから、これをやるよって言われたときに「分かりました」って絶対言うと思うのですけれども、ここにいない人たちもいるわけではないですか。その人たちに、「私たちがもうこれ決めたんで、次の改選からやりますから」って言ったときに、「分かりました」って気持ちよく言ってもらえるのかというところは私は考えているのです。私はこれはやる、ずっと言っています。前、この項目について、いや、入れなくてもいいのではないかと、入れたほうがいいのではないかという議論がありましたけれども、私は入れたほうがいいってずっと言っていた立場なのでやったほうがいいのですけれども、やる、本当に実現させるために、話の出し方をこっちで考えておかないと、変に出したときに、いや、駄目だって言われたときに後がなくなってしまうのが私は嫌なのです。私は実現をさせたいから、話の出し方を丁寧に考えていかないと、ポシャってしまうよということを心配しているだけなのです。だから、やりたくないと言っているわけではないのです。それでも、いやこのまま出しても大丈夫だよって、みんなオーケーって、16人全員賛成してくれるよというのであれば、このままで出していいと思いますけれども、少しでも、いや、大丈夫かなという意見があるのであれば、もう少し話の出し方を検討すべきだと思います。

○委員長（根本謙一君）　小柴委員、その話の出し方というところですけども、それは全協に臨んでの話のことですか。先ほど言いましたように、これから一応ここで素案をまとめて、それをもって、まず全協で説明します。こういう素案をつくりました。これをもって高沖先生の講評をいただきます。当然全員です、全協という場で高沖先生の講評をいただきます。先生がどういうお話しされるかわかりませんが、先生のお話以外に、皆さんからの疑念についての今のようなことも含めて、先生とのやり取りも十分やっていただく必要があると思っています。それを踏まえて、いわゆるこれここはやっぱり修正は必要だねということが出てくることは十分に考えられます。今のようなことも含めて、今の小柴委員のようなことも含めて出てくると思います。もっとこういうふうにしたほうが皆さんの賛同を得られるのではないかと、賛成を得られるのではないかといろいろまた出てくると思います。それをもって修正して、再度全協で説明します。それが最終的な全協での説明でもって決定されていきます。これはハラスメント条例のプロセスと大体同じように見ていただければいいかなと

思いますけれども、そんな段取りですので、ここでこれをこういうふうに決めてしまったから、これでいくのだという、これで何が何でも説得していくのだという話ではありませんので、そういうふう
に受け止めていただければいいかなと思うのですが、いかがでしょう。

小柴委員。

○2番（小柴葉月君） これからの全協で何回かやって、そこですり合わせをするというのであれば私はそれでいいです。

ただ、さっきそれは事務局からもお話ありましたけれども、要綱については後ほど詰めていきますからという話ですけれども、これちゃんと全員ここにいるメンバーが、この要綱、例えば、では何で6人なのとか、何で2年なのとかって言われたときに、こうなのですって、こういう意図で私たちはこれを決めたのですって強くちゃんと説明できるようなところまで、レベルまで持っていったら出すようにしないと、つつつかれたときに攻められてしまうので、それがないように準備をして出すというのであれば、その流れでいいと思います。

○委員長（根本謙一君） まさにそれが15回目の委員会になると思います。

ここで12時です。延刻して、今日の会議の日程を全て終えたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいですか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） ご協力ありがとうございます。よろしくお願いします。

そういうことで、15回目の日にその点を出して詰めていきたいと思います。そこでどうしても決められない場合は、議長への申入れの中にその後の取組を審議する内容で整理するというので、15回でそれこそまとまれば、まとまったで、全協に向けての準備も整うわけですので、そんなことでよろしいでしょうか。

それから、第7章、条文をこのままでいいのかというのは、今まで皆さんから言っていたので、これ事務局と、それから正副委員長で少し整理して、文言を変えるべきところはこうやったらどうだ等を協議して、また15回目で提示したいと思います。それでいかがでしょうか。

横山委員。

○12番（横山知世志君） 第13条に、要は実施要綱は別に定めるとかなんとかって書いておかないと、なおさらまたこれもめるもとかないというふうに思ったのですが。設置要綱は。

○委員長（根本謙一君） では、その辺も含めて整理して、第15回で提示したいと思います。

あと私が初めに申し上げた議会改革推進会議という名称ですけれども、会議を委員会という名称に変えることも可能だ、1つありますよね。この点についてはどう思われますか。

荒川委員。

○3番（荒川佳一君） 議会改革推進会議はそのままにしておいて、やるのは委員であるということ
で、その辺で整理したらいかがでしょうか。この文面には……

○委員長（根本謙一君） このままでいい。

○3番（荒川佳一君） このままでいいということで、委員会として今の会議を進めるという形で、それで私はいいと思いますが。

○委員長（根本謙一君） 今の会議を進めるというのは。

○3番（荒川佳一君） いや、例えば6人なら6人の委員としてということなので、この文言については、この推進会議で私はそのままでいいと思います。

○委員長（根本謙一君） 分かりました。

横山委員。

○12番（横山知世志君） 私は、例えば一般的に会議制を取るのが、案件が生じたときに会議を取っていくというのが一般的でないのかなと私は思うのです。したがって、私はこれ毎年、いわゆる常設としていくのであれば、委員会として名前をつけたほうが何かすっきりする感じがするのです。なお、ご検討いただきたい。

○委員長（根本謙一君） 議会改革推進会議のままでいいというご意見、それから委員会のほうがいいのではないかというご意見がありました。皆さんからご意見いただきたいと思います。

櫻井委員。

○1番（櫻井幹夫君） 私は会議がいいと思います。議運の中に位置づけて、年1回会議を行うとしたほうがいいと思います。

○委員長（根本謙一君） 年1回ということではありません。常に案件が上がれば、設けられれば、それをどうするかということで、当然会議は何回も何回も、何回も何回もということちょっと語弊がありますけれども、数回開かれると思うので、1回ということではないので、そこはご理解いただきたい。

櫻井委員。

○1番（櫻井幹夫君） であればいいのですけれども、仮に何も案件がなくてゼロというのは嫌なので、最低1回は会議を開いて、1年間を通してみんなで今のままでいいのかどうかという意見交換はしてほしいと思います。

○委員長（根本謙一君） 荒川委員。

○3番（荒川佳一君） これも15回、この次に話ししたらいいのではないですか。今決めなければならないことですか。

○委員長（根本謙一君） いや、提案するのに、この次出すのに、そうでないと条文を変える必要があるのです。

○3番（荒川佳一君） それも今意見がかなり分かれていて、ちょっと整理がつかないので、この時間にまとめようとする、まとまらなくなりますよ。私はそう思います。

○委員長（根本謙一君） 会議でいいのか、委員会にするかです。

○3番（荒川佳一君） ええ。

○委員長（根本謙一君） 今こういう意見がありました。

〔「関連です」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） 長嶺委員。

○5番（長嶺一也君） 私は、会議のままでいいかと思います。委員会にしますと、委員会条例にもぶってくるのかなと思ったものですから、会議のままのほうがよろしいかと思います。

以上です。

○委員長（根本謙一君） 鈴木委員、どうぞ。

○11番（鈴木繁明君） 会議のままで、そのままでいいと思います。

○委員長（根本謙一君） では、会議のままでということが多いので、横山委員もその旨でご了解してください。

いずれにしても、では確認します。実施要綱については、案というよりはたたき台をこの次に用意する。それから、条文についても多少、皆さんのご意見をいろいろいただいたので、それについてもちょっと協議して、しかるべき提示をしたいと思います。それでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） ありがとうございます。

そういうことでご了解ください。

それでは、（１）の案件はこれにて終わりたいと思います。

次、（２）、例規改正に係る議長への答申について、事務局のほうから説明をお願いいたします。

小林次長、お願いします。

○議会事務局次長兼総務係長（小林一成君） お配りしまして、上に（案）と書いてある資料を御覧いただきたいと思います。議長への例規改正等に係る申し入れ書でございます。こちらの申し入れ書につきましては、基本条例等の改正は９月会議を予定しておりますが、その前に改正を進めたい中身の申し入れ書でございます。

説明いたします。１番の改正等例規ということで（１）、（２）、（３）、（４）、（５）ございます。（１）番から（３）番まで、倫理条例施行規則、そして情報公開条例施行規則、そして個人情報の保護に関する条例施行規則、こちらにつきましては、本来議会は規則を制定する権限を有しないにもかかわらず、議会関係例規として存在していたものでございます。よって、この規則を廃止しまして規程として制定し直すものでございます。

（４）の会津美里町議会定例会の招集時期に関する規則、こちらにつきましては、本来招集する町の規則であったため、当規則を廃止し、町で制定するものでございます。

（５）、会津美里町議会会議規則、こちらに関しましては、改正の中身ですが、第２条の欠席の届出の見直しでございまして、検討していただきました出産前６週間を８週間に改正して、さらに配偶

者が出産する場合の3日以内を追加するものでございます。この（５）の会議規則につきましては議決が必要でございますので、６月会議のほうに上程したいと考えております。

そして、２番として新たに制定例規でございまして、（１）、（仮称）でございまして。会津美里町議会議員旧姓使用取扱要綱ということでございます。こちら理由としまして、議員の旧姓使用について適切に対応するよう全国町村議会議長会から通達がございました。当議会として旧姓使用を認めるものとし、使用取扱要綱を制定するものでございます。

なお、４月10日に本委員会で、小島委員より議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する規則があったのですが、町のほうで制定する規則でございましたので、こちらのほうは廃止になります。

すみません、ちょっと戻りまして、（３）の会津美里町議会の個人情報の保護に関する条例施行規則、こちらにつきましては条例も改正が必要でございます。条例内で規則という文言を使用しているため、こちらにも改正が出てきます。

以上です。

○委員長（根本謙一君） 以上の説明がありました。

皆さん、ご理解いただけたでしょうか。よろしいですね。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） それでは、今後のスケジュールについて、（３）に入ります。

それでは、事務局のほうから、私のほうから言う。それでは、お手元に資料があるかと思います。今後のスケジュールについてということで現段階での想定です。それでは、読んでまいります。

令和７年５月７日、本日、第14回議会改革推進特別委員会が開催されております。次、５月の中旬、14日から16日ぐらいの日程で15回目の議会改革推進特別委員会を開催したいと。素案の決定ということしていきたいと思っております。

次に、５月の中旬、例規改正等について議長に申入れをしなければなりません。５月13日に議運にかけるために、その手続に入っております。先ほど皆さんから了承をいただいたということで、その手続に入っております。

５月26日、全員協議会にて議会基本条例改正素案及び例規改正等について説明というふうに予定しております。

次、６月ですけれども、例規改正等の施行ということで、議運でしっかり確認していただいて、施行されていきます。これは事務的な処理で済むということでございます。

次ですけれども、６月２日から13日（予定）ですが、６月会議が開催される予定になっております。

６月２日、議会会議規則改正を６月会議に上程されます。

次、６月18日水曜日から21日土曜日まで、町民及び西陵高校生との意見交換会が予定されております。

６月下旬から７月上旬、全員協議会において高沖先生より講評をオンラインにて受けます。日程は

先方、先生のご都合もまだ正式には伺っていませんので、早速交渉に当たっていきたくと思いますが、想定としては6月23日、24日、30日、それから7月1日から4日というふうに今のところ想定しております。そのどこかで先生のご都合を伺って決めていければいいかなというふうに思っています。第15回の特別委員会で皆さんに提示できればと思うのですが、事務局、いかがでしょう。15回の特別委員会で高沖先生の講評日程をいただける。

○議会事務局次長兼総務係長（小林一成君） 連絡を取っておきます。

○委員長（根本謙一君） そういうこととお踏まえおきいただきたいと思います。

次、7月に入りまして、2つの常任委員会の行政視察が入ってまいります。日程はまだ私は伺っておりませんので、書いてはおりません。

次に、7月上旬から中旬にかけて、第16回の議会改革推進特別委員会、これは高沖先生の講評を受けて、あるいはまた委員、あるいは全協においていろいろいただいた意見を踏まえて修正が必要ならばしていくというところでの委員会設定でございます。

7月下旬から8月上旬にかけて、議会改革推進特別委員会、第17回になりますけれども、最終改正案の決定を予定しております。

次に、8月に入りまして上旬、全員協議会において議会基本条例改正案を説明いたします。

8月12日、議運にて9月会議上程を決定していただきます。

9月1日、会津美里町議会基本条例改正を9月会議に上程する運びを想定しております。

このことについて何かご質問、ご意見あれば。

横山委員、どうぞ。

○12番（横山知世志君） 5月26日全員協議会において、条例改正素案、それからさらには例規改正等について説明をされますね。6月2日にはもう上程するわけですよね、6月会議に。6月2日に議会の規則改定の部分を上程するのでしょうか。

○委員長（根本謙一君） はい。

○12番（横山知世志君） その後に、例えば一番下に高沖先生の講評が日程入っておりますが、23日、24日だと全員協議会にまで間に合うけれども、30日から7月の日程であれば、上程が終わってしまったからの講評というかになりますよね。その後いろいろ修正案なんかが出てくる場合があるので、こういう日程で果たして大丈夫なのかなと私心配したのですが。

○委員長（根本謙一君） 横山委員、ちょっと勘違いされているかなと思うのですが、6月2日の6月会議上程は規則改正の部分だけです。

○12番（横山知世志君） もちろん承知しています。だから、それも高沖先生の講評を受けるのでしょうか。

○委員長（根本謙一君） いやいや。

○12番（横山知世志君） これは受けないの。

○委員長（根本謙一君） 高沖先生の講評を受けるのは議会基本条例の見直しです。

○12番（横山知世志君） ああ、そうなのですか。

○委員長（根本謙一君） それだけです、高沖先生の講評は。

○12番（横山知世志君） 分かりました。そこ書いていなかったもので失礼しました。

○委員長（根本謙一君） すみません。ちょっと文言足らずでしたか。そういうことですので、ご理解いただきたい。

ほかはございませんか。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） なければ、主な案件はこれにて終わりたいと思いますが、大丈夫ですね。よろしいですね。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） では、次、（４）のその他に入ります。

何かそれ以外にありましたら。

長嶺委員、どうぞ。

○５番（長嶺一也君） 基本条例の条ずれの絡みで第13条以降なのですが、ちょっと例規集、ぱっと見、16ページの議会の広報広聴常任委員会に関する規定もちょっと引用上、改正が引き上がってくるのかなと。あとほかの規定につきましても上程に伴って見直していく必要があるのかなと思ったものですから、その辺の確認もよろしくお願いします。

○委員長（根本謙一君） 小林次長。

○議会事務局次長兼総務係長（小林一成君） 今の関連する、引用する条例、要綱等、全て把握しております。主なもので意見交換会が主に条ずれに関係してくる部分が多いです。

なお、全てにおいて再度確認して、上手にといいですか、うまく条ずれを反映するようにいたします。すみません。

以上です。

○５番（長嶺一也君） お願いします。

○委員長（根本謙一君） ほかにありませんか。ないですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） それでは、一応予定された案件はこれで全て終了いたしました。

４、その他、何かありますか。ないですか。

次回の日程ですけれども、第15回、予定としては５月の中旬として14日から16日かなということ日程……皆さん、これお持ちですか。５月14日水曜日から木曜日にかけてどうでしょうかということころです。皆さん、ご都合は。では、15日か14日、いかがでしょう。

14日か15日、都合悪いという、どっちでもいいですか。

〔「14は都合が悪いです」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） では、15日でよろしいですね。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） では、15日に決定したいと思います。木曜日、午前10時ということによろしいですね。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） では、そのように決定したいと思います。

ほか、事務局からありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（根本謙一君） では、ここで議長、長く同席していただいております。ここで、ご意見、ご感想をいただければと思います。

議長、お願いします。

○議長（大竹 惣君） 長時間にわたり大変お疲れさまでした。例規改正等に係る申入れの部分は、私はこれ頂いたら、その後に別にどこかに諮問するわけではなくて、全協でこのまま説明するという流れで……議運のとき、ではそれはここに入っていなかったもので、ちょっとその辺確認したかったなと思います。なので、ではこれ頂いたらすぐに議運のほうに諮問するような形でということで、議運のメンバーにおかれましては議員定数の見直しの話が終わったばかりで大変忙しいと思いますけれども、速やかにお願ひしたいと思います。

そして、先ほどお話に出た第7章の議会改革の推進の部分ですけれども、こちらは私も櫻井委員がおっしゃったように、今は根本委員長が強い思いを持って進めていただいているので、これを来期も必ず続けていきたいなという思いがありますので、これは絶対に入れてほしいなと思います。これやはり全協等で説明したときにいろんな意見が出てくるかもしれませんが、ぜひ根本委員長が中心になって説明すると思いますけれども、皆さんにも一生懸命サポートをしていただけるようお願いしたいと思います。

取りあえず私は以上です。よろしくお願いします。

○委員長（根本謙一君） 議長、ご丁寧なご感想をありがとうございます。

○議会事務局長（川田佑子君） では、5、閉会。

副委員長お願いいたします。

○副委員長（星 次君） 皆さんにおかれましては、お昼を延刻して慎重審議をやっていただきまして、本当にありがとうございました。

以上をもちまして、第14回の議会改革推進特別委員会を閉会いたします。本当にありがとうございました。

閉 会 （午後 零時28分）

上記会議のてんまつを記録し、相違ないことを証するため署名する。

令和7年5月7日

委員長 根本 謙 一

書記 小林 一 成